

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 183 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」、金融商品会計に関する Q & A 及び 同 4 号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」の改正について

企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）において、主に金融商品の時価の算定に関するガイダンス及び開示に関して（以下「基準等」という）、国際的な会計基準との整合性を図るため 2019 年 7 月 4 日付けで改正が行われました。それに伴い、日本公認会計士協会（会計制度委員会）が公表している外貨建取引等実務指針、金融商品会計実務指針及び金融商品会計 Q & A につきましても、同日付けで改正が行われております。ASBJ から公表された基準等についてはワンポイント会計基準 Vol.176 において概要のご説明をさせていただいたため、今回は 2019 年 7 月に公表された会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」、金融商品会計に関する Q & A 及び 同 4 号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」の改正点の主な概要について説明いたします。

### 1. 改正内容

金融商品会計実務指針等の主な改正内容は、以下のとおりです。

#### (1) 時価の算定に関する取扱い

金融商品の時価の算定に関する取扱いについては、ASBJ が公表した「時価の算定に関する会計基準」（以下「時価算定会計基準」という）で定めたことに伴い、金融商品会計実務指針等における定めは削除されております。

#### (2) その他有価証券の決算時の時価としての期末前 1 か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額の取扱い

時価の定義の変更に伴い、金融商品会計基準におけるその他有価証券の期末の貸借対照表価額に期末前 1 か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる定めについては、その平均価額が改正された時価の定義を満たさないことから削除されています。これに併せ、金融商品会計実務指針においても、同様の規定が削除されております。ただし、その他有価証券の減損を行うか否かの判断については、期末前

1 か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる実務上の取扱いを継続しております。なお、この場合であっても、減損損失の算定には期末日の時価を用いることとしております。また、上記の取扱いに併せ、外貨建取引等実務指針において時価として期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いる場合の換算についての取扱いも削除されました。

(3)時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券等の取扱い

時価算定会計基準において、時価を把握することが極めて困難な場合は想定されないため、当該取扱いが削除されました。ただし、改正金融商品会計基準にて、市場価格のない株式等に関しては、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価とはしないとする従来の考え方を踏襲することとされております。

2. 適用について

改正金融商品会計基準を適用される2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することとされております。